

「群馬県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」の概要（変更案）

1. 群馬県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画とは

群馬県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。【計画期間】令和7年度～令和16年度(10年間)

2. 策定の経緯（いわゆる建設職人基本計画）

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず安全衛生経費の確保や適正な工期設定、一人親方問題への対処等がなされるよう国や都道府県に対して対応が求められている。

国では平成29年3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」を施行したところであり、その法律に基づき群馬県における計画を策定したものである。

3. 本県の現状と課題

(1) 建設工事現場での災害により、令和5年には250名が死傷(うち9名死亡)

建設業における労働災害の発生状況は、長期的には減少傾向だが、令和5年には250名が死傷し、概ね横ばい傾向にある。

(2) 他の労働者と同様に従事している一人親方等は、労働安全衛生法上の保護対象外

建設業就業者のうち、一人親方等の占める割合は14.6%(9,765人)と全国平均(12.5%)を上回っている。

(3) 建設工事従事者の高齢化が進行しており、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務

65歳以上の技能労働者の占める割合は、18.7%と全国平均の17.6%を上回っている。

4. 具体的な取組と施策を計画的に推進するために必要な事項

具体的な取組	課題1 労働災害の撲滅	課題2 一人親方等の安全・健康の確保	課題3 中長期的な担い手の確保
施策1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算、適正な工期設定	安全衛生経費確保対策の促進(標準見積書の普及等を国の施策を踏まえ実施) 元下請取引に係る立入検査の実施 工事の過度な集中を避けるため、債務負担行為の活用や月別発注計画の公表、フレックス工期による施工時期の平準化 適正な工期の確保対策の促進(「工期に関する基準」等を踏まえた適切な工期の設定及び変更)	安全衛生経費確保対策の促進(標準見積書の普及等を国の施策を踏まえ実施)(再掲)	週休二日制現場の導入 ICT活用工事の導入促進
施策2 元請負人及び下請負人の責任体制の明確化	元下請取引に係る立入検査の実施(再掲) 法令遵守徹底のための業界団体との意見交換会開催 下請業者の安全衛生能力向上のための研修会開催		法令遵守徹底のための業界団体との意見交換会開催(再掲)
施策3 建設工事現場における安全及び健康の確保に関する措置の統一的な実施	労働安全衛生を確保できる適正な施工条件等の設定	一人親方等に対する労働災害保険特別加入の促進 労働者としての実態がある一人親方等の扱いの事業者への周知・指導	
施策4 建設工事の現場の安全性の点検、安全等に配慮した工法等の促進	建設工事現場における安全パトロール等の支援 安全な施工に資する新技術の積極的な導入 女性技術者等による現場パトロールの支援	足場からの墜落・転落災害防止のため、手すり先行工法等の「より安全な措置」等の周知・指導	ICT活用工事の導入促進(再掲) インフラ分野のDXの推進
施策5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	安全衛生管理向上のための講演会の実施 群馬県建設工事表彰における安全衛生対策に対する評価の重点化 群馬県建設工事入札参加資格審査における技能講習・資格取得に対する加点評価	一人親方等に対する安全衛生教育研修会開催	
施策を計画的に推進するために必要な事項	「働き方改革」・「適正な工期設定・労務費の確保」・建設キャリアアップシステム等の推進による建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上 墜落・転落災害の防止対策の充実強化 熱中症、騒音障害、石綿ばく露、感染症等に対する健康確保対策の強化 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善 関係者における連携、協働体制の強化		

5. 計画の推進体制

国(厚生労働省、国土交通省)・建設等関連団体と県による「群馬県における建設工事従事者安全健康確保推進会議」を設置し、重点取組を検討及び施策を総合的かつ計画的に連携して取り組むとともに、毎年度、推進状況のフォローアップを実施。

参考指標 (R5時点数値)	(1) 年間労働災害死傷者数	(2) 年間労働災害死亡者数 (左の内数)	(3) 一人親方等()の 年間死亡者数
	250人	9人	0人
目指す方向	減少	ゼロ	維持

一人親方とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、修理等の事業を行うことを常態とする方(大工、左官、とび職人など)であり、一人親方等とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含む。